

学校保健安全法に基づく感染症の出席停止について（お知らせ）

学校における感染症が発生した場合、その蔓延を防止するため学校保健安全法第19条に基づいて「出席停止」の措置がとられます。

お子様が下表の「学校における感染症」にかかった場合は、感染の恐れがなくなるまで登校できません。診断された時点で速やかに学校へ連絡していただき、自宅療養してください。

また、その際は次の手続きを行ってください。

出席停止の手続きと手順

- 1 医師の診断が出たら（感染が判明したら）その旨を学校に連絡する。
- 2 医師の指示に従い、外出を控え治療・安静に専念する。
- 3 登校できる状態（下記の表を参照）になったら「学校感染症による出席停止認定願い」の感染症証明を医師に記入していただき、登校時担任に提出する。

但し、インフルエンザと新型コロナウイルスについては、それぞれ専用の出席停止認定願いがあるので、保護者が記入し、診療明細書または処方薬の説明書の写し（日付、検査や処方がわかるもの）を添付し、登校時に担任に提出する。医師の治癒証明は必要ない。

表 <学校感染症と出席停止の基準>

病 名		出席停止の基準
第1種（12種）		治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風 疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が、か皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結 核	病状により学校医・その他の医師において、感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス及びパラチフス	
	流行性角結膜炎（はやりめ）	
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	
	その他の感染症 例）感染性胃腸炎 溶連菌感染症など	
	*伝染性紅班（リンゴ病）	
*手足口病	*について山梨県では学校における感染症の取り扱いをしている	